

被災中小企業の 復興支援パッケージ

岡山市

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

岡山市では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復興に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け（主に小規模事業者）の支援をパッケージで創設しました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

平成30年8月17日

（平成30年12月一部改訂予定）

岡山市 産業観光局

1. 復興支援補助制度

(1) 岡山市小規模事業者復興支援補助金

国の「被災地域販路開拓支援事業」（小規模事業者「持続化補助金」）の申請のために、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定した小規模事業者が、復興に取り組む費用を支援します。

対象者

以下の要件をすべて満たす小規模事業者

- ①岡山市内で事業を行っている小規模事業者
- ②豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から罹災証明を受けた小規模事業者
- ③商工会・商工会議所の支援を受けて復興に取り組む小規模事業者
- ④国の「被災地域販路開拓支援事業」（小規模事業者「持続化補助金」）に申請を行った小規模事業者
- ⑤平成30年度において、「岡山市小規模事業者復興支援補助金」の採択・交付決定を受けていない事業者

支援内容

①公募開始時期：平成30年12月下旬～

追加公募（予定）

②補助率：1 / 2

③補助上限額：20万円

④補助対象費目：国の「被災地域販路開拓支援事業」（小規模事業者「持続化補助金」）の補助対象とならない備品・什器類

* 長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるすべての備品・什器類

* 原材料や製品・商品については対象となりません

⑤申請窓口：岡山市内の商工会・商工会議所

※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

下記の商工会・商工会議所へお問い合わせください。

岡山商工会議所	TEL 086-232-2266
岡山南商工会	TEL 086-296-0765
岡山北商工会	TEL 086-724-2131
岡山西商工会	TEL 086-293-0454
赤磐商工会瀬戸支所	TEL 086-952-0323

2. 資金繰り支援

(1) 岡山市経営安定資金融資

岡山市は、平成30年7月豪雨により被災した中小企業者が、経営安定のために必要とする資金の融通を円滑にすることを目的として、当市の「経営安定資金融資」を利用された中小企業者を対象に、融資利率を3年間当市が補助します。

対象者

- ①岡山市内で事業を行っている中小企業者
- ②豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から罹災証明を受けた中小企業者

支援内容（融資の条件）

- ①資金の用途 災害の復旧に要する運転資金及び設備資金
- ②貸付限度額 1,500万円
- ③融資期間 10年以内（据置期間1年以内を含む）
- ④融資利率 当初3年間の実質金利0%
※現在の利率 年1.41%（変動金利）
- ⑤保証料率 年0.6%（セーフティネット4号の場合）
※豪雨災害の影響で売上高等が前年同月比20%以上減少しており、岡山市長からセーフティネット保証4号に該当する旨の認定を受けた中小企業者の場合
年0.25%～1.56%（その他）
- ⑥取扱金融機関
中国銀行、トマト銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、広島銀行、もみじ銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、おかやま信用金庫、吉備信用金庫、備前信用金庫、笠岡信用組合、商工組合中央金庫
（各金融機関市内本支店）
- ⑦取扱期間 平成30年7月30日～平成31年3月29日
- ⑧手続き等 経営安定資金の申し込み（罹災証明書添付）
↓ 利子補給の申請（毎年1月）
↓ 申請後に岡山市が同額を中小企業者に支払い

お問い合わせ先

岡山市産業観光局商工観光部 産業振興・雇用推進課 中小企業振興室
Tel 086-803-1325

2. 資金繰り支援

(2) 平成30年7月豪雨特別貸付（岡山市の融資利率への利子補給）

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業者・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫が「平成30年7月豪雨特別貸付」を実施します。

岡山市は、市内で直接被害を受けた対象者にかかる融資利率を、当初3年間実質金利年0%とします。

特別貸付の対象者

- ①災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- ②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（全国で適用可能）
- ③上記①、②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）（全国で適用可能）

利子補給の対象者（特別貸付対象者要件①のみ対象 ※直接被害のみ）

- ・岡山市内で事業を行っている中小企業者・小規模事業者
- ・豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から罹災証明を受けた中小企業者・小規模事業者

参考（特別貸付の金利）

- ①当初3年間：基準利率（災害）－0.9%
（－0.9%の限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円）
※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率(災害)－0.5%
- ②基準利率（災害）
※基準利率(災害):中小事業1.16%、国民事業1.36%
（平成30年7月11日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）
- ③基準利率
※基準利率:中小事業1.16%、国民事業1.81%
（平成30年7月11日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。）

参考（特別貸付の貸付期間）

最大20年（設備）、最大15年（運転）（据置期間：最大5年）

参考（特別貸付の限度額）

対象者①及び②：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円(上乘せ)
対象者③：中小事業7.2億円（別枠）、国民事業4.8千万円（別枠）

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 岡山支店

中小企業事業 TEL 086-222-7666 国民生活事業 TEL 086-225-0011

2. 資金繰り支援

(3) 平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 (西日本豪雨災害マル経) (岡山市の融資利率への利子補給)

日本政策金融公庫が、災害により被害を受けた小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を融資します。

岡山市は、西日本豪雨災害マル経にかかる融資利率を、当初3年間実質金利年0%とします。

対象者

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

利子補給の対象者

- ・岡山市内で事業を行っている小規模事業者
- ・豪雨災害により直接被害を受け、岡山市長から罹災証明を受けた小規模事業者

参考（西日本豪雨災害マル経の支援内容）

- ① 資金使途：設備資金又は運転資金
- ② 貸付限度額：小規模事業者経営改善資金（マル経）2,000万円とは別枠で、1,000万円以内
ただし、次のいずれかに該当する者
(ア) 11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
(イ) (ア)の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
- ③ 貸付期間：設備資金10年以内（据置2年以内）、運転資金7年以内（据置1年以内）
- ④ 金利：次のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.11%、平成30年7月11日時点）より利率引き下げ
(ア) 11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.9%」
(イ) (ア)の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.5%」
- ⑤ 担保条件：無担保・無保証人

お問い合わせ先 下記の商工会・商工会議所へお問い合わせください。

岡山商工会議所 TEL 086-232-2266

岡山南商工会 TEL 086-296-0765 岡山北商工会 TEL 086-724-2131

岡山西商工会 TEL 086-293-0454 赤磐商工会瀬戸支所 TEL 086-952-0323